

「職長教育」・「職長＋安全衛生責任者教育」

労働安全衛生法(安衛法)第60条により、あらたに職長に就くことになった者には、「職長教育」の受講が義務づけられています。令和4年2月の安衛法施行令改正により、対象外だった「食料品製造業」と「新聞業・出版業・製本業・印刷物加工業」が対象になりました。また、一定規模での建設現場における関係請負人は「安全衛生責任者」を選任しなければなりません。(安衛法第15・16条)そして、実際の建設現場では「職長」が「安全衛生責任者」を兼ねることが多く、「職長＋安全衛生責任者教育」の開催希望が多く寄せられています。そこで、下記のように「職長教育」(12時間)と「職長＋安全衛生責任者教育」(14時間)を一緒に開催しますので、ぜひお申込み下さい。また、ある程度人数がまとまりましたら、出張教育※も可能です。ぜひ、ご検討ください。

記

1.日時・会場

第1回 日時：令和6年4月25日(木)～26日(金) 午前9時～午後5時

第2回 日時：令和6年9月19日(木)～20日(金) 午前9時～午後5時

第3回 日時：令和7年1月23日(木)～24日(金) 午前9時～午後5時

会場：清水区島崎町223 静岡市東部勤労者福祉センター 清水テルサ

※出張教育⇒資格を持つ講師が指定場所に出向きます。土日祝も可能です。

2.受講料 (消費税・テキスト代含む)

「職長教育」⇒清水協会員：14,500円 それ以外の方：15,500円

「職長＋安全衛生責任者教育」⇒清水協会員：15,500円 それ以外の方：16,500円

3.申込方法(定員になり次第締め切ります)

(1) 受講申込書に所要事項を記入の上、2週間前までに受講料を添えて清水労働基準協会へお申込み下さい。引換えに受講票をお渡します。

(2) 協会窓口での申込みが困難な方は、FAXで「受講申込書」をお送り下さい。折り返し受付手続、振込銀行口座を記載した文書をFAXでお送りいたします。振込確認後、受講票をお送りします。

※ 振込手数料及び受講票、領収書・請求書の郵送料、封筒は申込者でご負担願います。

(3) 申込み後の取消しは、開催日の7日前までに受講票と領収書を返却された場合に限り、受講料をお返します。また、受講者の変更も開催日の7日前までにご連絡ください。

4.修了証明書の交付

受講者には「修了証」を交付します。

また、事業所には、「教育修了証明書」を交付します。

5.持参するもの(テキストは会場でお渡します)

受講票、筆記用具

※昼食は各自でご用意ください

6.受講の申込み・問合せ

清水労働基準協会(静岡市清水区万世町2-7-4) TEL・FAX 054 (351) 4584

(申込コピー可)

職長教育 申込書

講習日 月 日

受講者氏名	生年月日	現住所
ふりがな	昭和・平成	〒
	・	
	・	
ふりがな	昭和・平成	〒
	・	
	・	
ふりがな	昭和・平成	〒
	・	
	・	
ふりがな	昭和・平成	〒
	・	
	・	

職長＋安全衛生責任者教育 申込書

講習日 月 日

受講者氏名	生年月日	現住所
ふりがな	昭和・平成	〒
	・	
	・	
ふりがな	昭和・平成	〒
	・	
	・	
ふりがな	昭和・平成	〒
	・	
	・	
ふりがな	昭和・平成	〒
	・	
	・	

令和 年 月 日

事業所の名称 _____

〒 _____

所在地 _____

電話番号 _____

FAX番号 _____

担当者部署名 _____

担当者氏名 _____

会員非会員の別 清水協会員 ・ その他 (○をしてください)

清水労働基準協会 御中

※ 個人情報の取扱いについて・・・ご記入いただいた個人情報につきましては、当協会が責任を持って管理し、
申込いただいた講習・教育の実施のためのみに使用いたします。

※受講料支払予定日を必ず記入して下さい

月 日 支払予定 (振込・持参)